

福島県協同農業普及事業の実施に関する方針

福 島 県

平成 2 3 年 3 月

目 次

方針策定の趣旨	1
第1 普及指導活動の課題	2
1 担い手の持続的な経営発展に向けた総合的な支援	2
（1）高度な技術を取り入れ経営管理能力に優れた意欲ある経営体の育成・支援	
（2）将来にわたる安定的な集落営農の確立に向けた支援	
（3）新たな担い手の確保と育成・支援	
（4）女性農業者の能力発揮と経営への積極的参加の推進	
（5）多様な担い手の活動支援	
2 収益性の高い地域農業の確立	4
（1）収益性の高い園芸産地の育成に向けた支援	
（2）水田農業の持続的な発展に向けた支援	
（3）収益性の高い畜産産地の再構築に向けた支援	
（4）ニーズに対応した生産・流通体制の強化	
（5）知的財産等を活用した特色ある産地の育成	
3 食の安全・安心を基本とした「環境と共生する農業」の推進	5
（1）安全・安心な農産物の生産と消費者との絆づくりに向けた支援	
（2）環境に配慮した資源循環型農業の推進	
（3）環境と共生する農業の推進	
4 地域の特色を生かした魅力ある農業と農村の振興	5
（1）地域資源を活用した6次産業化の推進	
（2）地域農業の維持・振興に向けた取組みに対する支援	
第2 普及指導員の配置に関する事項	6
1 普及指導員等の専門項目	6
2 普及指導員の配置	6
3 普及指導員の在任期間	7
第3 普及指導員の資質の向上に関する事項	7
1 普及指導員研修	7
（1）研修体系の整備	
（2）研修の方法等	
2 普及指導員の養成	8
3 人事交流の促進	8

第4	普及指導活動の方法に関する事項	9
1	活動体制の整備	9
	(1) 農林事務所農業振興普及部及び農業普及所の設置	
	(2) 普及指導員の活動体制及び方法	
	(3) 普及指導計画の策定	
	(4) 普及指導活動の実施及び評価	
	(5) 農業者研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組み	
	(6) 普及指導協力委員の協力による活動	
	(7) 農業普及推進懇談会の設置による活動	
2	普及指導課題及び対象	1 1
	(1) 普及指導課題の重点化	
	(2) 普及指導の対象	
3	関係機関・団体との連携	1 2
	(1) 各種協議会等の連携強化	
	(2) 農業協同組合等との役割分担	
	(3) 民間専門家の活用と支援	
	(4) 農業者組織、関係機関・団体等との連携	
4	試験研究機関等との連携強化	1 2
第5	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	1 3
1	情報収集・発信機能の充実強化	1 3
	(1) 農業者等への情報活動	
	(2) 高度・専門的な技術情報の確保	
	(3) 農業者以外への農業情報の発信	
2	農業振興普及部（所）の施設・機能の充実	1 4
3	各種行政施策の積極的活用	1 4
4	海外技術協力への対応	1 4

方針策定の趣旨

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号）の規定に基づき、都道府県が国と協同して、普及指導員を置き、直接農業者に接して農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を行うこと等により、主体的にこれらの改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展及び農村の振興を図るものである。

協同農業普及事業は昭和二十三年の発足以来、農政の推進に資する最も基本的な手法の一つとして、戦後の食料増産に始まり、農業経営体の育成、産地の育成、農業の生産性の向上等の農政上の様々な課題に対応して実施され、成果を挙げてきたところである。

近年、本県農業・農村を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、米価を始めとする農産物価格の低迷、消費者の「食の安全・安心」に対する期待の高まりなど急激に変化しており、県では、これらの情勢に的確に対応し、本県農林水産業の持続的な発展を確かなものとするため、本県農業・農村振興の基本計画である「福島県農林水産業振興計画～いきいきふくしま農林水産業振興プラン～」を策定したところである。

今後の普及事業の展開に当たっては、福島県農林水産業振興計画の実現に向けて、本県農業を担う意欲ある人材の育成をはじめ、食の安全・安心を基本とした消費者に支持される農産物を生産し、収益性の高い地域農業を確立するなど魅力ある農業と農村の振興を推進するとともに、戸別所得補償制度など新たな農政の展開方向に即した取組みの強化が求められている。

また、普及事業の実施に当たり、普及指導員が

- 一 農業経営体に対し地域の特性に応じて農業に関する高度な技術及び経営に関する知識の普及指導を行う機能（スペシャリスト機能）
- 二 地域において先導的な役割を担う農業者及び関係機関との連携の下、関係者による将来展望の共有化及び課題の明確化を図り、地域農業の課題解決に向けた取組みを支援する機能（コーディネート機能）

の両機能を併せて発揮し、技術を核として、地域農業の生産、流通等の革新を総合的に支援する役割を果たすことが求められる。

以上を踏まえ、本県農業・農村の動向と農政の基本的な方向に的確に対応し、農業者のニーズや多様な地域性を踏まえながら普及事業を円滑に実施するため、概ね5カ年間の本県普及事業の基本的方向と実施内容等を示す「福島県協同農業普及事業の実施に関する方針」を策定する。

第1 普及指導活動の課題

本県農業が魅力ある産業として発展していくためには、農業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、「福島県農林水産業振興計画～いきいき ふくしま農林水産業振興プラン～」（以下、「県農林水産業振興計画」という。）の実現に向けて、各種施策を積極的に展開し、特色ある農業の振興と豊かな農村社会の形成を図る必要がある。

これらの目的を達成するため、普及事業においては、農家経営の安定と地域農業・農村の持続的な発展に向け、効果的かつ効率的な活動を展開することとし、次の普及指導課題に重点的に取り組むこととする。

- ① 担い手の持続的な経営発展に向けた総合的な支援
- ② 収益性の高い地域農業の確立
- ③ 食の安全・安心を基本とした「環境と共生する農業」の推進
- ④ 地域の特色を生かした魅力ある農業と農村の振興

1 担い手の持続的な経営発展に向けた総合的な支援

（1）高度な技術を取り入れ経営管理能力に優れた経営体の育成・支援

本県農業を担う農業者を育成・確保するために、関係機関・団体と連携し、認定農業者への誘導と経営改善計画の策定、計画の達成に向けた支援を計画的に実施するとともに、経営の発展を促す手法として、家族経営協定を積極的に推進する。

また、認定農業者等の個別経営体や組織経営体に対して、高度・先進技術の導入や農用地の利用集積等による規模拡大を支援するとともに、補助・融資等の各種助成制度を有効に活用しながら、経営の発展段階に応じ、経営の安定と所得の向上に向けた総合的な支援を行う。

さらに、法人化等を志向する経営体に対しては、県農業法人支援センター等関係機関・団体と連携し、研修会やコンサルティングを実施して、積極的に法人化を支援するとともに、税務、会計・経理、労務管理、農産物加工、マーケティング、IT化等の外部専門家を積極的に活用し、経営の大規模化、複合化、多角化等の高度な経営発展に向けた支援を行う。

（2）将来にわたる安定的な集落営農の確立に向けた支援

地域農業の構造改革と維持発展を図るため、農用地利用改善団体を核に、認定農業者等の担い手や、高齢農業者、女性農業者、兼業農家等がそれぞれの役割を持って営農に参画できる「ふくしま型集落営農」を推進する。

また、集落営農が継続的に発展するためには、基本的な集落機能の維持・活性化と担い手の経営安定が重要であることから、「農地・水・環境保全向上対策」や「戸別所得補償制度」等の制度の積極的な活用を促進し、農地・農業用水等の保全、意欲あ

る担い手への農用地の利用集積、団地化等を支援するとともに、特定農業団体や特定農業法人等の設立など、集落営農組織の高度化を支援する。

(3) 新たな担い手の確保と育成・支援

新規学卒・Uターン・新規参入・定年帰農等の多様な就農形態に対応するため、各農林事務所（農業振興普及部、農業普及所）に設置した就農相談窓口において、意思決定段階から積極的に支援するとともに、「福島県就農促進方針」に基づき、就農計画の策定への助言や各種制度資金の借受相談、技術・知識の習得支援、関係機関・団体と連携した就農後のフォローアップを綿密に行い、就農希望者の円滑な就農と経営確立を支援する。

また、増加傾向にある農業法人等の雇用就農に対応するため、農業法人等の経営発展を支援し、就農希望者を雇用できる経営体の育成を図るとともに、雇用就農者が新たに独立し農業経営を確立できるよう関係機関・団体と連携を密にし、総合的に支援する。

なお、新規就農者の確保・育成にあたっては、福島県青年農業者等育成センターなど関係機関・団体や指導農業士等地域の先進的な農業者、福島県農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）及び学校教育との連携を図るなど体系的かつ計画的な活動を展開する。

さらに、新規就農者が相互に技術・経営管理能力の向上を図り、今後の地域リーダーとしての資質向上を図る観点から、青年農業者組織の活動強化を支援する。

(4) 女性農業者の能力発揮と経営への積極的な参画の推進

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、地域活動への女性農業者の参画を促進するとともに、経営方針の決定に参画し主体的に経営を担う女性農業者を育成するため、関係機関・団体と連携した家族経営協定の締結と認定農業者への誘導を積極的に推進する。

(5) 多様な担い手の活動支援

農外企業等の農業への参入に関心を持つ市町村等と連携して、円滑な農業参入を支援するとともに、参入後の技術指導や認定農業者への誘導など、地域農業の担い手としての育成を図る。

また、女性農業者や高齢農業者、参入企業等の多様な担い手が活躍できるように、地域資源を活用した直売、加工、農家レストラン等の取組みの支援、地場産業や観光産業との連携促進など農業の6次産業化と農商工連携による新たな起業活動を支援する。

2 収益性の高い地域農業の確立

(1) 収益性の高い園芸産地の育成に向けた支援

収益性の高い園芸産地を育成するため、新たな産地育成プロジェクトの目標達成に向けて、補助・融資等の各種助成制度の活用や必要な技術の導入など、総合的な支援を集中的・重点的に行う。

また、経営の安定と収益の確保を図るため、安定した雇用労力を確保する労力調整システムや各種補助事業等を活用し、意欲ある農業者の経営の規模拡大や複合化を進める。

(2) 水田農業の持続的な発展に向けた支援

水田の有効利用は、国内の食料自給率を高めるためにも極めて重要であることから、戸別所得補償制度や各種施策を積極的に活用し、多様な需要に応じた米づくりと、水田を活用した大豆、麦、そば、飼料用イネをはじめとする飼料作物等の土地利用型作物の生産の定着・拡大を図るとともに、水稻直播栽培等の導入による低コスト化、園芸作物の導入による経営の複合化等をすすめ、収益性の高い水田農業の確立を支援する。

また、地域水田農業ビジョンの目標達成に向け、積極的に取り組む農業者や生産組織等に対し、農用地の利用集積や低コスト化、団地化、地域振興作物の作付推進等を行い、農業経営の安定に向けた支援を行う。

(3) 収益性の高い畜産産地の再構築に向けた支援

地域における畜産の生産拡大を図るため、担い手の育成・確保、家畜の改良促進、生産技術の改善等について、畜産団体等との連携により地域課題の明確化と解決方策の検討を進め、畜産生産基盤の強化並びに畜産産地の再構築を支援する。

また、耕畜連携を一層推進し、たい肥等有機性資源の流通利用促進や水田作付飼料作物をはじめ自給飼料生産の効率化と拡大を促進する。

(4) ニーズに対応した生産・流通体制の強化

産地における生産の現状や流通販売の実態を的確に把握し、実需者や消費者の多様なニーズに対応した収益性の高い産地を育成するため、マーケティングを重視した生産及び流通・販売体制の強化を支援する。

また、農産物輸出に対応する生産・流通技術の改善に対する取組みを支援する。

(5) 知的財産等を活用した特色ある産地の育成

有用な新技術・新品種の導入や、地域団体商標登録、ブランド認証等の知的財産、有機農産物等認証など各種認証制度の活用により、差別化を図り特色ある産地の育成を支援する。

3 食の安全・安心を基本とした「環境と共生する農業」の推進

(1) 安全・安心な農産物の生産と消費者との絆づくりに向けた支援

本県農産物の安全を確保し、消費者の信頼を得るため、トレーサビリティと一体となったGAP（農産物生産工程管理）の実践を一層支援するとともに、高度なGAPを目指す産地に対しては、重点的な支援を実施する。

また、農業者の危機管理意識の向上を図り、農薬の安全かつ適正な使用に関する助言、指導を行う。

さらに、消費者と農業者の信頼関係を深めるため、地域や学校等における食育や地産地消の推進、地域に根付いた食文化の継承等、産地や生産者の顔の見える関係づくりに向けた取組みを支援する。

(2) 環境に配慮した資源循環型農業の推進

地域から発生する有機性資源の循環利用と化学肥料の使用量を低減する環境に配慮した資源循環型農業の確立を支援する。

特に、家畜排せつ物については、適正管理と利用促進を図るため、畜産農家と耕種農家の連携強化による資源循環システムの構築を支援する。

また、農業用使用済プラスチックについても、適正処理やリサイクルが図られるように地域に設置されている推進協議会等の取組みを支援する。

(3) 環境と共生する農業の推進

土壌診断に基づく土づくりを基本とし、化学肥料や化学農薬の使用低減等を図る環境と調和した持続性の高い農業生産方式の導入を引き続き促進するため、農業者に対する意識啓発、導入計画の作成や技術支援を強化し、さらなるエコファーマーの育成を図る。

さらに、本県の豊かな自然環境を維持し、これを次代に引き継ぐため、エコファーマーから特別栽培、有機栽培へのステップアップを支援し、有機栽培等の組織的な生産体制の確立を支援する。

4 地域の特色を生かした魅力ある農業と農村の振興

(1) 地域資源を活用した6次産業化の支援

地域の農産物の生産、加工・直売、農業者と量販店や外食産業、食品加工産業、観光産業との連携を推進し、地域資源を活用した農業の6次産業化による農家所得の向上に向けた取組みを支援する。

また、農村地域の活性化を図るため、グリーン・ツーリズムなどによる都市と農村の交流促進に必要な取組みを支援する。

(2) 地域農業の維持・振興に向けた取組みに対する支援

農業生産を通じた多面的機能の向上を図るため、土地利用型作物の導入や簡易放牧など耕作放棄地の解消に向けた取組みや中山間地域等直接支払事業等を活用した集落機能の維持・強化に向けた取組みを支援する。

特に、過疎・高齢化が進んでいる地域については、集落営農による農用地利用集積や低コスト化の推進、遊休農地を活用する参入企業等への支援を行うなど、地域農業が維持できる取組みを支援する。

また、中山間地域で大きな問題となっている野生鳥獣による農作物の被害を防止するため、関係機関、団体と連携し、地域における鳥獣害対策の取組みを支援する。

以上4つの課題の他、食料・農業・農村基本計画に基づく施策を的確に行う上で必要な活動を実施する。

第2 普及指導員の配置に関する事項

地域の農業事情や特性、多様化・高度化する農業者ニーズを踏まえ、取り組むべき課題を考慮し普及指導員の専門項目、経験年数、年齢構成等を配慮しつつ、普及指導活動がより効率的かつ効果的に推進できるよう普及指導員の適正な配置に努める。

1 普及指導員等の専門項目

普及指導員の専門は、作物、野菜特産、果樹、花き、畜産の5項目とする。

なお、共通的な普及指導活動として、土壌肥料、病虫害等基礎的な農業技術指導、農産物流通及び農業労働（農作業安全、労働負荷軽減等）を含む農業経営、農村環境、農業の6次産業化等に関する支援は、全ての普及指導員が実施する。

2 普及指導員の配置

(1) 農林事務所への配置

普及指導員の農林事務所への配置に当たっては、普及指導課題や普及指導対象者、さらには農業者の高度な要請に的確に対応するとともに、関係機関・団体及び地域のリーダーとの連携の下に地域農業の課題解決が図られるよう、本県農業の特性と実状および施策目標に配慮して適正に配置する。

(2) 本庁への配置

普及事業の企画調整、高度で専門的な技術及び経営に関する情報の提供と普及指導

員の継続的かつ体系的な資質向上、試験研究機関との連携強化、農業施策等への技術的支援など、普及指導活動の総合的な支援を行う普及指導員を本庁に配置する。

(3) 福島県農業総合センターへの配置

農業総合センター有機農業推進室に有機農業の推進を担当する普及指導員を、配置する。

また、本県農業の次代を担う農業者を育成する農業短期大学校には、専攻や研修内容等を配慮し、普及指導員を配置する。

3 普及指導員の在任期間

普及指導員の在任期間については、普及指導対象に密着した継続的な普及指導活動を行う観点から、一定期間継続して従事し得るよう努める。

第3 普及指導員の資質の向上に関する事項

普及指導活動の成果は、個々の普及指導員の資質によるところが大きいことから、農業分野における技術革新や多様化・高度化する農業者のニーズに即応できる優れた普及指導員を将来にわたって確保・育成するため、普及指導員の資質向上対策が重要である。

特に、高度な技術や専門的知識を持つとともに、試験研究機関等で開発された技術を現場にあった形で組立、実証するなど現場に密着した課題解決型の能力や、農業全般の基本的な知識や技術に加え、地域の問題を構造的に把握する能力、関係者との調整能力、施策立案や提案能力、そして、これらを総合的に発揮し、行政施策目標を達成することができる高度な能力が求められる。

このため、自主的な資質向上の取組みを助長しつつ、農業支援総室農業振興課は、普及指導員の育成と資質向上に必要な研修体系を策定し、専門的な知識・技術を習得するための研修の実施及び国が開催する研修等への派遣を行う。

1 普及指導員研修

(1) 研修体系の整備

高度な技術レベルを有する普及指導員を継続的に育成・確保するために、普及指導員に求められる技術・経営指導力の高度化、普及指導活動の高度化、農政課題の解決、行政施策の活用等の総合指導力及び企画・運営能力の強化などを図る研修を体系的に実施する。

なお、研修の実施に当たっては、自己研修と職場研修、県段階・国段階の集合研修とを組み合わせることにより計画的かつ体系的に行う。

(2) 研修の方法等

- ① 若手普及職員の実践的な指導力の迅速な向上を図るため、農業総合センターでの研修やトレーナー(指導担当者)の下での職場研修等の充実を図る。なお、職場研修において、専門項目に関するトレーナーがいない職場にあつては、本庁に配置する普及指導員、近隣の農業振興普及部及び農業普及所(以下「農業振興普及部(所)」という。)、農業総合センター等との連携を図る。
- ② 高度な専門技術力と実践的総合指導力を備えた普及指導員を育成するため、国等の研修機関・大学・試験研究機関、民間企業等への派遣研修を実施するほか、農産物加工、農業の6次産業化、鳥獣被害対策等の新たな課題に対応した普及指導活動に必要な研修を実施する。
- ③ 農業経営については、全ての普及指導員が対応できるよう指導力向上に努めるとともに、税務、労務、マーケティング等の基礎的な知識が習得できるよう研修の充実を図り、より高度な経営診断、経営管理指導ができる普及指導員の早期養成に努める。
- ④ 専門項目を変更した普及指導員については、新しい専門項目の知識・技術を早期に習得させるための研修を実施する。

2 普及指導員の養成

意欲と能力のある普及指導員を継続的に確保するため、国が行う支援も活用しながら早期に普及指導員の受験資格が取得できる職員の配置や普及指導員の養成を目的とした研修を実施する。

3 人事交流の促進

農業行政関係部局、農業総合センター等の職員と普及指導員の人事交流を計画的に行い、高度な知識・技術や広い視野を有する普及指導員を育成する。

第4 普及指導活動の方法に関する事項

普及指導活動の方法は、活動体制の整備、地域における効果的な普及指導課題や対象の設定、関係機関・団体との連携等について、次に掲げる事項に留意し組織の総合力を発揮した活動とする。

1 活動体制の整備

(1) 農林事務所農業振興普及部及び農業普及所の設置

普及事業は、直接農業者に接して農業経営の改善を図るとともに、地域農業の改革を推進することから、地勢・気象等自然条件、営農、交通条件、社会・生活圏等に配慮した適正範囲として、県内を14地域に大別し、7つの農林事務所に農業振興普及部を、他の7地域に農業普及所を設置する。

なお、農業振興普及部（農業振興課を除く。）及び農業普及所を農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとし、同法第12条第2項の事務をつかさどる。

特に、農業振興普及部は、農業振興業務と農業普及業務の一体的な運営により、各農業普及所との緊密な連携の下、迅速かつ総合的な農政を推進する機能を担う。

(2) 普及指導員の活動体制及び方法

県農業振興計画及びその具現化に向けた各種政策等の推進を行うとともに、地域の実態に即応した効率的かつ効果的な普及指導活動を展開するため、農業振興普及部（所）に、地域農業推進課と経営支援課を設置する。

また、農業振興普及部に園芸産地振興担当を配置するとともに、会津農林事務所農業振興普及部と相双農林事務所双葉農業普及所、農業総合センターに有機農業担当を配置し、活動区域を設定した上で広域的な普及指導活動を行う。

① 地域農業推進課

集落営農の推進、農業の6次産業化の支援、男女共同参画などの農村環境業務への支援、中山間地域農業の振興など地域の農業及び農村の活性化と農業構造の改革に向けた支援を行う。

② 経営支援課

高度な技術に関する現地での実証・普及等に取り組むとともに、経営管理能力に優れた経営体の育成・支援、新たな担い手の確保・育成、環境と共生する農業の推進、産地づくり等の生産振興と経営安定に向けた支援を行う。

なお、両課は、ともに管内全域を活動範囲とし各課の課題解決のため相互に調整しながら総合的な活動を展開する。

③ 園芸産地振興担当

新たな産地育成プロジェクトのうち重点品目を対象に、産地計画の目標達成に向

けた総合的な支援を重点的に行う。

④ 有機農業担当

「有機農業」の産地体制の強化を図るため、有機農業の一層の拡大や有機農産物の流通対策への支援を重点的に行う。

さらに、活動にあたっては、次の点に留意する。

- ① 効率的な経営改善指導及び高度な技術支援のため、これまで以上に普及指導員の指導能力の向上を図りながら、地域農業の担い手に対する支援を強化する。
- ② 高度な技術、新規作物等の実証・展示ほは、地域農業への波及効果が高い最も基本的な普及指導手法であることから、その効果的な活用に努める。
- ③ 情報処理技術、情報通信システムの活用等により、生育の診断・予測、農業・生活経営や集落営農の分析・診断等の活動内容の高度化を図る。
- ④ 菌茸等の複合経営農家にあつては、林業普及指導員との連携を密にし、普及指導活動を行う。
- ⑤ 本庁に配置する普及指導員との連携により、普及指導課題に関連する事項又は普及指導活動の方法等についての調査研究を実施し、その成果を普及指導活動に活用するよう努める。
- ⑥ 6次産業化における農産物の加工技術等の指導にあつては、県産品加工支援センター（農産物流通加工支援チーム）との連携により普及指導活動を行う。

(3) 普及指導計画の策定

農林事務所長は、農業振興普及部（所）が総合的かつ計画的な普及指導活動を行うため、実施方針に即し、地域農業者のニーズや市町村農業振興計画等を十分に配慮して、「普及指導計画」を策定する。

普及指導計画の作成にあつては、「県農林水産業振興計画」及び重点施策の目標の実現に向け、地域の実状に応じた課題設定を行う。

(4) 普及指導活動の実施及び評価

農業振興普及部（所）は、効率的な普及指導活動の実施とその深化を図るため、課題ごとに指導項目、到達目標等を定め、農林事務所関係各部及び関係部局との密接な連携のもと、普及指導計画に基づく効果的な普及指導活動を実施する。

また、活動記録や普及指導活動の検討会等を通じて、課題解決の進捗状況の把握に努めるとともに外部評価を実施し、より効率的、効果的な普及指導活動の推進と活動成果の波及に努める。

(5) 農業者研修教育の充実強化と農業に関する教育への取組み

農業振興普及部（所）及び農業総合センター農業短期大学校は、青年農業者の育成や将来の農業を担う人材の養成等に関して中心的機能を果たすよう、きめ細かな情報提供や研修の充実を図るとともに、青年農業者等育成センター、指導農業士、農業課程を有する高等学校、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構農業者大学校等

との連携の強化に努める。

また、小・中学生に対する農業体験学習への支援等の農業に関する教育に対し、行政、教育機関、関係機関・団体との連携強化を図る。

① 農業振興普及部（所）

青年農業者の育成については、次代を担う青年農業者・農業青年クラブ員等による地域の共通課題への取組みや技術改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動を通じて、農業青年クラブ活動等が活性化するよう支援を行う。

② 農業総合センター農業短期大学校

今後の農業・農村の担い手となる青年農業者を養成する農学部及び農業者の発展段階に応じた体系的な教育を行う研修部の充実を図る。

ア 農学部においては、農業総合センターの有する機能を十分に生かしながら、経営管理、先進技術、情報処理等に関する教育を強化するとともに、有機農業など時代に即応した新たな科目の導入やカリキュラム再編等による資格取得の充実を図る。また、学生への地域農業の動向に関する情報の提供や先進農家との交流促進等、体験実習の充実に努めるなど、就農意欲の向上を図る。

イ 研修部においては、農業者及び農外からの新規参入者等に対して、農業振興普及部（所）で行う研修との役割分担を明確にするとともに、連携を強化し、技術と経営の発展段階に応じた体系的な研修を実施する。

（6）普及指導協力委員の協力による活動

農産物の加工・販売や経営管理等の関連異業種分野の専門家を普及指導協力委員として委嘱し、その協力を得て効果的な普及指導活動を推進する。

なお、普及指導協力委員の活動が計画的かつ円滑に行われるよう連絡調整を密接にするとともに、農業・農政等に関する情報の提供等を行う。

（7）農業普及推進懇談会の設置による活動

農業振興普及部（所）は、普及課題の設定などの普及指導計画の樹立、普及活動の推進及び成果等について協議するため、関係機関・団体、農業者、外部有識者等で構成される「農業普及推進懇談会」を設置し、関係機関・団体等との緊密な連携により、効率的かつ効果的な普及指導活動を展開する。

2 普及指導課題及び対象

（1）普及指導課題の重点化

各農業振興普及部（所）の所管地域の実状に応じ、「第1 普及指導活動の課題」について管内農業・農村の的確な現状認識と将来展望のもと、効率的かつ効果的な普及事業を展開する観点から各地域で重点的に取り組む普及指導課題の設定を行う。

(2) 普及指導の対象

対象者は、経営改善に意欲的な認定農業者等の経営体や集落営農組織、各種の生産組織、新規就農者、就農希望者、経営への参画をめざす女性農業者、青年農業者、農業への参入を希望する企業など、意欲を持って農業に取り組む農業者及び組織とし、また、小規模ながらも農産物を生産し、直売、加工等を行う女性農業者や高齢農業者等に対しても必要な支援を行う。

なお、普及事業の効率性という観点からも、農業者自らが課題解決に取り組むことを誘導することが必要であることから、地域農業のまとめ役となる集落リーダー等の人材を育成する。

3 関係機関・団体との連携

(1) 各種協議会等との連携強化

望ましい農業構造の実現と地域農業の発展に向けて、普及指導活動と密接に関連する地域担い手育成総合支援協議会、地域水田農業推進協議会、耕作放棄地対策協議会等の各種協議会の構成機関・団体の連携強化や役割分担を図りつつ、効果的かつ効率的な普及指導活動を実施する。

(2) 農業協同組合等との役割分担

既に広く普及し、平準化した技術の指導等は、農業協同組合等が担当することを基本とし、地域の実状に応じ役割分担を明確化したうえで連携を強化する。この間、営農指導や営農指導体制の向上のため、必要な支援を行う。

(3) 民間専門家の活用と支援

税務、労務、マーケティング等の農業以外の専門分野については、普及指導員が基礎的な知識を備えるとともに、税理士、社会保険労務士等の民間専門家の支援を得ることが効果的であることから、県農業法人支援センターに登録している民間の専門家を積極的に活用する。

(4) 農業者組織、関係機関・団体等との連携

地域農業を担う農業者が組織し、自発的な活動を行っている農業士会や認定農業者組織等と一層の連携強化に努め、効果的な普及指導活動を展開する。

また、市町村、農業委員会、関係団体の職員及び林業関係普及指導員との連携を密にし、総合的な指導効果が発揮できるよう努める。

4 試験研究機関等との連携強化

現場ニーズに即応した技術開発や技術普及を迅速に進めるため、農業振興普及部（所）

と農業総合センター等試験研究機関が課題設定等について、計画段階から目標の共有化をすすめるとともに、生産現場において農業振興普及部（所）単独では対応が困難な課題が生じた場合には、試験研究機関と協同で課題解決が図られるよう調査研究活動等において一層の連携強化を図る。

また、試験研究機関等で開発された技術の習得に努め、農業総合センターと協力し、現地実証ほ等を活用して成果の普及に努めるとともに、現場への普及状況を把握するなど、試験研究機関と農業振興普及部（所）の連携による研究成果のフォローアップ機能の強化に努める。

第5 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

増大する農政課題に対応し的確な普及指導活動を展開するため、全国的な課題に対する情報の共有、協力等について都道府県間との連携を行うとともに、以下の活動について留意する。

1 情報収集・発信機能の充実強化

(1) 農業者等への情報活動

農業振興普及部（所）が、地域における農業情報の集積・発信の拠点として機能することが極めて重要であることから、情報担当者の資質向上と体制の整備を図り、農業者の経営革新に必要な情報等の集積に努めるとともに、情報内容の充実と効果的な情報発信に努める。

また、普及指導計画や農業施策に反映するため、農業者や地域のニーズの把握に努める。

(2) 高度・専門的な技術情報の確保

普及指導活動に必要な高度・専門的な技術情報等の確保を図るため、「県ホームページ」やE Kシステム等の各種情報ネットワークを積極的に活用する。

(3) 農業者以外への農業情報の発信

消費者の食の安全・安心に対する関心の高まりや、食材や農業・農村に関する情報需要が多くなっていることから、農業振興普及部（所）においては幅広い農業情報を発信し、情報提供を通じた農業者と消費者、実需者等の相互理解の促進に努める。

2 農業振興普及部（所）の施設・機能の充実

農業者の高度かつ多様なニーズに対応するため、高度な分析・診断機材、情報処理機材等の計画的な整備を図る。

また、意欲ある農業者に対し、分析・診断機材等の積極的な導入促進や技術・経営等に関する研修講座の開催、農業・農村関連情報の提供を積極的に行う。

3 各種行政施策の積極的活用

普及事業と関連の深い施策の推進については、総合的に進める観点から関係機関・団体との連携強化を図り、地域の合意形成等を積極的に推進する。

特に、農業・農村の活性化等に関する施策については、計画の策定から完了後の段階まで、普及組織及び普及指導活動の主体性を明らかにして対応する。

さらに、関係機関・団体と密接な連携を図りつつ、補助奨励事業や農業改良資金等の制度資金など各種行政施策を普及指導課題解決の有用な手段として、普及指導計画に明確に位置づけながら積極的に活用する。

4 海外技術協力への対応

農業を巡る国際化が進展する中で、農業技術協力・交流の要請の増大に応えるため、海外からの農業研修生等の受け入れ及び研修への協力、普及指導員の海外派遣等について、本県農業への影響に留意しつつ、適切な対応に努める。